

大口町告示第12号

大口町介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱を次のように定める。

平成29年3月10日

大口町長 鈴木雅博

大口町介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の63の6の規定に基づき、大口町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年大口町告示第10号。以下「実施要綱」という。）第2条第1号に規定する第1号事業に係る人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について定めるものとする。

(訪問介護相当サービスの基準)

第2条 実施要綱第2条第1号アに規定する訪問型サービスのうち、訪問介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準は、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）附則第2条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「旧指定介護予防サービス等省令」という。）に規定する旧介護予防訪問介護に係る基準の例による。この場合において、旧指定介護予防サービス等省令第37条第2項中「2年間」とあるのは「5年間」と読みかえるものとする。

(通所介護相当サービスの基準)

第3条 実施要綱第2条第1号イに規定する通所型サービスのうち、通所介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準は、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた旧指定介護予防サービス等省令に規定する旧介護予防通所介護に係る基準の例による。この場合において、旧指定介護予防サービス等省令第106条第2項中「2年間」とあるのは「5年間」と読みかえるものとする。

(介護予防ケアマネジメントの基準)

第4条 実施要綱第2条第1号ウに規定する介護予防ケアマネジメントの人員及び運営並びに介護予防ケアマネジメントに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）に規定する介護予防支援に係る規定の例による。

（その他必要事項）

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。